

届出手続きについて(宅建業者用)

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した宅建業者は、年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に資力確保の状況について所管行政庁に届出手続きを行う必要があります。

1. 届出対象者

年1回の基準日において、過去10年間に新築住宅を引き渡した宅建業者

2. 届出先

〒850-8570 長崎市尾上3-1

長崎県 土木部 建築課 宅地指導班

郵送の場合は、必ず「瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きのこと。

3. 届出方法

郵送又は持参(窓口提出)

4. 届出書類

①届出書(第7号様式)

②引き渡し物件の一覧表

③供託書の写し(新たに保証金を供託した場合)

保険のみの場合は不要

④保険法人が発行する保険契約を証する書面

(新たに保険契約をした場合)供託のみの場合は不要

※①については、各事業者にて作成(様式ダウンロード可)

②については、保険会社より送付されてくる引き渡し物件一覧表に自社の情報を記載・押印を行い届出【自社にて作成も可(様式7号の2)】

③については、法務局より交付される供託書の写し

④については、保険会社より送付される証明書

5. 届出部数

1部(控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封のうえ正副各1部を提出。窓口での返却も可)

・本庁のみでの取扱いになります。(振興局では取扱いをしませんので、ご注意ください)

・大臣免許の場合は、県を經由せず、直接九州地方整備局に提出してください。

・建設業者の場合は、宅建業者と取扱いが異なります。(本庁土木部監理課建設業指導班に郵送のみでの届出)

・様式のダウンロードについては、建築課のホームページから、国土交通省のホームページにリンクを貼っていますので、ご活用ください。

・期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

【問合せ先】長崎県 土木部 建築課 宅地指導班

TEL095-894-3094(直通)